平成２４年（フ）第６５０２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮４丁目12―１シティハイム鳥井戸Ⅰ―201、開始決定時の住所神奈川県海老名市中野１丁目27―１―206
破産者　中野守こと　ナカノ　ルシオ　マモル
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５４３号
埼玉県さいたま市北区宮原町４丁目135―13
破産者　田口　　勉
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８０６号
東京都葛飾区東金町７丁目２―16―108
破産者　鈴木　康之
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９２７号
東京都葛飾区鎌倉４丁目34―４
破産者　芳賀　重夫
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９２８号
東京都葛飾区鎌倉４丁目34―４
破産者　芳賀貴代子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６９５６号
東京都練馬区東大泉２丁目38―21　荻島方
破産者　安川　　憲
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７０７０号
千葉県松戸市新松戸北１丁目６―１―401
破産者　宇井富士雄
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７１９６号
東京都江戸川区谷河内２丁目２―２―101
小山内方
破産者　宮下　朋美
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５２号
東京都板橋区蓮根２丁目20―17―602
破産者　依藤　純一
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３６０号
東京都豊島区北大塚２丁目32―７―207
破産者　山下　孝司
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５６０号
埼玉県蕨市南町４丁目17―15―201
破産者　岡嶋　悠希
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９２８号
東京都西東京市芝久保町１丁目８番23号
破産者　有限会社山田工事センター
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９２９号
東京都西東京市芝久保町５丁目１―30―108
破産者　山田　重幸
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９３０号
東京都西東京市芝久保町５丁目１―30―108
破産者　山田　律子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６７号
東京都渋谷区代々木１丁目55番14号
破産者　株式会社新都心リアルコーポレーション
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７９６８号
東京都日野市南平９丁目13―24、開始決定時の住所東京都世田谷区北烏山１丁目７―17―203
破産者　神長　安彦
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０１０号
東京都大田区蒲田４丁目19番１号　テーラー栃木ビル１階、商業登記簿上の本店所在地東京都品川区荏原４丁目14番10号
破産者　株式会社ディアー
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０４１号
千葉県習志野市大久保１丁目３番18号
破産者　ラッキー商事株式会社
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０４２号
東京都墨田区墨田３丁目39番７号
破産者　株式会社中村屋鈴木商店
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８０４３号
神奈川県横須賀市追浜町２丁目33
破産者　馬場　初美
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８１２４号
東京都新宿区早稲田鶴巻町572番地
破産者　株式会社セラビ
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部